

障障発0227第1号

平成24年2月27日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長



地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援
のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について

今般、障害児・者等が孤立した状態で死亡するという大変痛ましい事案が複数発生し、
ついでには、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との
連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日付 社援発0223第
3号 社会・援護局長通知）が発出されたところである。

同通知を踏まえ、障害保健福祉担当部局においても、地域において見守りや相談支援
等を必要とする障害児・者について、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害
児・者関係団体、民生委員等と連携の下、把握に努めるとともに、他の福祉担当部局と
情報を共有する体制を構築されたい。

また、相談支援事業者、障害児・者関係団体、民生委員等と連携し、必要に応じ、訪
問、電話かけ等を行い、必要な障害福祉サービスの利用に向けた相談支援や安否、健康
状態の確認などの見守りなど適切な支援を実施されたい。

その際、地域において見守りや相談支援を必要とするか否かの判断に当たっては、家
族が同居している場合であっても、生活困窮の状況や障害福祉サービスの利用の有無、
転居の状況等を踏まえた地域社会との関わりの状況などを勘案して、対応されたい。